

第3節 福祉を支えるひとづくり

障がい者の高齢化や障がいの重度化・重複化等により、障害福祉サービスに対するニーズも多様化しています。こうしたニーズに対応するため、保健・医療・福祉各分野における福祉人材の養成、確保に努めます。

現状と課題

人口の高齢化、核家族化等の進行によって、従来、家庭や地域社会が担ってきた介護機能は著しく低下しています。また、障がい者、高齢者の増加や在宅・通所の増加傾向に伴い、障害福祉サービスの利用者数は着実に増加していることに加え、障がいの重度化・重複化及び生活様式、意識の変化による各種ニーズの高度化、多様化が進んでいます。

このようなニーズに適切に対応し、障がい者が住み慣れた地域で、進んで社会に参加しながら、生き生きと自立した生活が送れるようにするためには、福祉をはじめとする保健、医療等各種のサービスを提供する様々な専門的知識や技術を有した人々の支えや、ボランティア、NPO法人などを中心とした地域住民の幅広い支えが不可欠であり、さらには、身近な地域で相談支援等を行う相談支援専門員や障害福祉サービスの提供に係る管理を行うサービス管理責任者等の確保も重要です。

このため、保健、医療、福祉等各方面における質の高い人材・人的資源の養成・確保は、今後も重要な課題であり、特に、障がい者の地域生活を支えるためには、これらの知識や技術を有した人々による連携が強く求められることから、確かな専門性ととも、障がいそのものに対してより深い理解を有した多様な人材の養成・確保及び資質の維持・向上が必要になってきています。

具体的取組み

1 専門職員の養成・確保

- ① 県福祉人材センター等を中心として、福祉・介護に関する仕事の魅力発信や有資格者の掘り起こし、職場の垣根を越えたネットワークづくりなどに取り組み、人材の確保・定着に努めます。
- ② 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士など、専門資格の取得を促進します。
- ③ 看護師等の養成施設の充実を図るとともに、看護教員や実習施設の確保に努め、教育内容の充実を促進します。
- ④ 県福祉総合支援センター、県心と体の健康センター及び保健所等の職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図りま

す。

- ⑤ 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、公認心理師等のリハビリテーション等に従事する者や居宅介護等従事者等の質的・量的な充実を図ります。
- ⑥ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、市町と連携して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症向け意思疎通支援者、手話・点訳・音訳の各奉仕員（ボランティア）、発声訓練指導員などの専門的な人材養成に努めます。
- ⑦ 相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の相談支援や障害福祉サービス等に従事する者に対する研修を実施するとともに、特に、障がい児については、医療的ケア児等支援の総合調整を担うコーディネーター等の養成研修を行うほか、発達障がい児（者）の家族支援を行うペアレントメンターの養成に取り組みます。
- ⑧ ピアサポート・ピアカウンセリング等の障がい者・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の充実を図るとともに、ピアサポーターの育成に努めます。
- ⑨ 社会福祉施設の施設、設備等の改善や業務の省力化など社会福祉事業従事者の働きやすい職場環境の整備を進めます。

2 研修体制の充実

- ① 強度行動障がいや精神障がい、高次脳機能障害等の障がいの特性に応じた研修を実施し、従事する職員の資質の向上を図ります。
- ② 県在宅介護研修センターの活用を図り、在宅介護の知識と技術の普及に努めます。
- ③ 介護に関する知識や技術を普及させるため、介護を担う家族等が気軽に参加できるよう配慮するなど多種・多様な研修の場づくりに努めます。

3 ボランティア情報の提供

- ① ボランティア情報の提供サイトである愛媛ボランティアネットを活用し、県民やボランティア団体、NPO法人等の活動推進団体等に対して情報提供を行います。

第4節 保健・医療対策の充実

保健・医療対策は、障がいのある人もない人も全ての県民が健康で安心して暮らし、健やかで心豊かな人生を送るための重要な要素です。このため、障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防、さらには身近な地域における適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供、精神保健・医療施策や難病等に関する施策の充実に努め、障がい者の保健・医療対策の一層の充実を図ります。

現状と課題

健康であることは、県民全ての願いであり、豊かで生き生きと生活するための基本です。

県においては、県民健康づくり計画に基づき、県民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、主体的に健康づくりを実践できるよう取組みを進めるとともに、全ての県民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、県民総ぐるみの健康づくり運動を展開しています。

また、近年、社会生活環境の複雑化によるストレスの増大に伴い、うつ病等の精神疾患患者が増加する中、心の健康を保持増進するための取組みは重要性を増しています。

このような中、障がい者が安心して地域生活を送れるよう、障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防、さらには身近な地域における適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供、精神保健・医療施策や難病等に関する施策の充実に努め、障がい者の保健・医療対策の一層の充実を図る必要があります。

具体的取組み

1 障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防

- ① 両親学級、育児学級の充実を図り、障がいの発生の予防についての知識の普及に努めます。
- ② 子どもが健やかに生まれる環境づくりのために、生涯を通じた女性の健康支援や市町が実施する妊婦健康診査を充実させるとともに、県立中央病院総合周産期母子医療センターを核とする周産期医療体制の維持・強化を図ります。
- ③ 先天性代謝異常等の早期発見・早期治療により障がいの発生を予防するため、新生児を対象にマススクリーニング検査を実施します。
- ④ 難聴児への早期支援を促進するため、新生児に対する聴覚検査を実施するとともに、保健・医療・福祉・教育分野の連携強化に取り組めます。
- ⑤ 運動機能障がいや知的障がい、発達障がい等のある子どもについて、早期か

らの適切な支援を行うために、市町が実施する各種乳幼児健診や医療機関での個別健診等の活用を通して、行政と医療機関との連携による障がい児等のフォローアップ体制の充実を図ります。

- ⑥ 母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の充実と、相互の連携を図ります。
- ⑦ 健康的な生活スタイルの確立を目指して、各種団体等で構成する県民健康づくり運動推進会議を中心に、障がい者はもとより県民全ての健康づくりを総合的に推進します。
- ⑧ 県内市町の保健活動の場となる市町保健センターの充実を図ります。
- ⑨ 高齢化等を原因とする障がい発生を防止するため、高齢者が要介護状態若しくは要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることの予防、または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行う介護予防事業の取組みを推進し、高齢者の自立支援に努めます。

2 適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供

- ① 治療やリハビリテーションにより軽減が期待できる障がいについては、適切な医療を提供するとともに、医療機関、施設、自宅等のそれぞれの段階におけるリハビリテーション情報を把握しながら適切なリハビリテーションを受けることができる体制の構築を図ります。
- ② 「障害者総合支援法」に基づく自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）に必要な支援を行うとともに、医学的相談体制の整備など、適切な保健・医療サービスの充実を図ります。
- ③ 骨、関節等の機能や感覚器機能の障がい及び高次脳機能障害など、医学的リハビリテーションによる機能の維持・回復が期待できるものについては、病院から地域等まで切れ目のない医学的リハビリテーションの確保に努めます。
- ④ 保健・医療サービス等の提供機関による自主的な情報公開と、第三者評価を推進するとともに、各種行政サービス等を含めた情報を集約し、障がい者等が入手しやすい情報提供体制の充実を図ります。
- ⑤ 重度心身障がい者（児）に対し、市町と連携し、医療費を助成するとともに、国に対しては、全国一律の助成制度の創設を要望します。
- ⑥ 心身障がい者（児）の歯科疾患の予防、口腔の健康の保持増進を図るため、県口腔保健センターや巡回検診車による診療や歯科保健指導等を行い、より多くの障がい者が安心して歯科医療を受けることができる環境を整えます。

3 精神保健・医療施策の充実

(1) 精神保健福祉及び医療の提供等

- ① 県心と体の健康センター及び各保健所を核として精神保健相談や訪問等を実施するとともに、関係機関と連携しながら精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めることにより、自殺対策、ひきこもり対策、各種依存症対策などの心の健康の保持増進に取り組みます。
- ② 県民の精神的健康の保持増進、精神障がい予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、保健所及び市町が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、県心と体の健康センターにおいて積極的な技術指導及び技術支援に取り組みます。
- ③ 入院患者の人権に配慮した適切な精神医療を確保するため、精神医療審査会等における定期的な入院審査や精神科病院の現地指導の充実強化に努めます。
- ④ 病状悪化による緊急な精神科医療を必要とする精神障がい者等が迅速で適切な医療を受けることができるよう、県内における24時間365日の精神科救急医療体制の構築に向けた調整を進めます。また、二次救急医療機関との連携を図ることにより、身体疾患等を併発した患者に対する医療体制の充実を図ります。
- ⑤ 認知症の早期診断や早期対応に向けた支援体制の構築、医療や介護等の連携強化や専門職への教育等を行う認知症疾患医療センターにおける取組みを強化するとともに、地域包括支援センター等相談窓口の周知やコールセンターの設置など、誰もが気軽に相談できる体制を整備し、認知症の人やその家族への支援の充実を図ります。
- ⑥ 増加する児童・思春期患者の心のケアを行うため、県立子ども療育センターに県内初となる児童・思春期病棟を整備し、入院治療及び外来診察を行うなど、心に不安を抱える患者に対する専門的な医療提供体制の充実に取り組みます。

(2) 精神障がい者の早期退院及び地域移行の推進

- ① 精神障がい者とその家族が、地域社会の一員として、安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者等の情報共有や連携強化を図るとともに、地域での受入条件が整えば退院可能な長期に入院する精神障がい者に対しては、病院・施設・相談支援事業者・ピアサポーター等と連携を図り、社会的自立を支援し、地域生活への円滑な移行を推進するための体制整備に努めます。(再掲)
- ② 高齢の精神障がい者が地域生活へ移行又は地域生活を維持、継続するため、介護給付対象サービス等を必要に応じて提供するための市町の取組みを支援します。

4 難病等に関する施策の充実

- ① 保健所や県難病相談支援センター等において、難病患者等のニーズに対応した日常生活上の悩みや不安に対する相談支援や家族の交流会を行うことによって、安定した療養生活の確保と難病患者及び家族の生活の質の向上を図ります。
(再掲)
- ② 難病及び小児慢性特定疾病患者の医療費の自己負担を軽減するため、医療費等の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。
- ③ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供については、市町や事業者等において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した対応が実施されるよう理解と協力の促進を図ります。(再掲)

5 高次脳機能障害に関する施策の充実

- ① 高次脳機能障害について、支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的支援を行うとともに、相談支援協力機関の設置による地域支援ネットワークの整備のほか、保健所において相談対応をはじめ、支援手法等に関する研修や連携会議、家族支援、普及啓発を実施するなど適切な支援体制の整備を図ります。
- ② 高次脳機能障害について、医学的リハビリテーションによる機能の維持・回復が期待できるものについては、病院から地域等までの一貫した医学的リハビリテーションの確保に努めます。

第5節 安全・安心な生活環境の整備

障がい者が住み慣れた地域社会の中で、安全で快適かつ文化的な生活を営むことができるよう、公共的施設や住宅の整備・改善、移動・交通対策の推進、人にやさしいまちづくりの意識啓発等を図り、誰もが住みやすい生活環境の整備に努めます。

現状と課題

障がいのある人もない人も、地域社会の一員として、安全で快適かつ文化的な生活を営むことができるよう、誰もが住みやすい生活環境が整備されなければなりません。

国においては、総合的なバリアフリー化を推進するため、これまでの「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年制定）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年制定）」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）が平成18年に制定され、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした平成30年の法改正では、「ユニバーサルデザイン行動計画2020」に基づいた、「ユニバーサルデザインの街づくり」及び「心のバリアフリー」に関する取組みが進められました。

また、令和2年にはバリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、鉄・軌道駅でのバリアフリー化整備目標の対象施設が拡大されたほか、令和3年に閣議決定された「第2次交通政策基本計画」では、令和7年度末を目標に車両や旅客施設のバリアフリー化に係る数値指標が明記されるなど、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化が推進されています。

県においても、平成8年に制定した「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、人にやさしいまちづくりに関する意識啓発と諸施策の総合的かつ計画的な推進を図り、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる施設の整備促進に努めているところです。

日常生活や社会生活を営むうえで制約となっている社会的障壁の除去と、ユニバーサルデザインの観点に立った、生活環境面における各種の改善は、障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するために不可欠であり、共生社会の実現のため、より一層の改善を図ることが必要です。

具体的取組み

1 公共的施設と住宅の整備・改善

- ① 県や市町が設置・管理する官公庁施設、交通施設その他の公共施設については、バリアフリー化に努め、障がい者が円滑に利用できるよう必要な配慮をします。

- ② 民間の事業者が設置・管理する公共的施設については、障がい者の利用の便宜を図る適切な配慮がなされるよう、関係機関が必要な助言・指導を行いつつ、民間事業者の自発的な行動を尊重し、促しながら、その整備・改善を進めます。
- ③ 障がい者が行うバリアフリー改修等を促進し、日常生活上の便宜を図るため、市町を通じた日常生活用具の給付又は貸与や用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。
- ④ 「愛媛県県営住宅長寿命化計画」及び「愛媛県地域住宅計画」に基づき、既存の県営住宅の計画的なバリアフリー改修事業を行うことにより、高齢者及び障がい者の居住の円滑化を図ります。
- ⑤ 一般住宅について、高齢者や障がい者に配慮した住宅構造・設備とするため、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示：令和4年改正）の普及啓発を行います。特に、公営住宅については、その先導的役割が担えるよう安全性、利便性に配慮したモデル的な整備を行います。
- ⑥ 障がい者等の民間住宅への円滑な入居の促進を図るため「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に基づき設立した県居住支援協議会において、必要な情報の提供や相談支援体制の整備を促進します。
- ⑦ 障がい者が日常生活上の相談援助等を受けながら地域で自立した生活を送ることができるグループホームや公営住宅等の公的賃貸住宅の整備及びバリアフリー化を促進します。
- ⑧ グループホームで生活する障がい者が安心して生活できるよう、「建築基準法」や「消防法」等の基準に適合した防火安全体制の強化を図ります。

2 移動・交通対策の推進

(1) 公共交通機関の整備促進

- ① 国と連携して、旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル）におけるエレベーター等の設置、段差の解消、改札口の拡幅、ホームにおける警告・案内ブロックの設置等の整備に加え、施設職員による介助の充実など障がい対応サービスの向上によるハード・ソフト一体的な取り組みを推進します。
- ② 車両等（鉄軌道車両、乗合バス、船舶及び航空機）については、「バリアフリー新法」等を踏まえて、低床式路面電車（L R T）や低床バスの導入、乗降を円滑にする乗降装置の設置、車内の車椅子スペースの確保等を推進します。
- ③ 公共交通機関の旅客施設及び車内において、触知案内板の設置、音声・視覚両面からの案内表示等情報案内システムの整備等、障がい特性に配慮した案内表

示や情報提供の充実を推進します。

(2) 道路、信号機等の整備促進

- ① 道路の整備に当たっては、歩道の幅員の確保と段差の切り下げ、無電柱化等の推進、視覚障がい者誘導用ブロック、音声案内設備や案内標識の効果的な設置など、障がい者等にやさしい通行空間の確保に努めます。
- ② 障がい者等の安全かつ円滑な通行を確保するため、信号灯器のLED化、音響式信号機や経過時間表示機能付き歩行者用灯器などのバリアフリー対応型信号機を整備するとともに、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示の整備を図ります。

(3) 移動支援対策の充実

- ① リフト付きバスの運行、障がい者用に改造された自動車への助成、運転免許取得に対する助成、身体障害者補助犬の給付、ガイドヘルパーの養成・派遣、タンドム自転車等の活用・普及など、多様な移動対策の充実を図ります。
- ② 公共交通機関やタクシーの運賃割引、有料道路や高速自動車道の通行料金の割引等について、その制度拡大（特に精神障がい者）が図られるよう、関係機関への働きかけを継続強化します。

(4) 事故防止対策の推進

- ① 障がい者（児）の交通事故を未然に防止するため、障がい者（児）の学習機会の増加や交通事故防止の啓発に努めます。
- ② 交通事故のない安全で快適な地域づくりを進め、交通事故による障がいの発生を防ぐため、交通安全県民運動等を積極的に推進します。

3 人にやさしいまちづくりの意識啓発

- ① 人にやさしいまちづくりを推進するため、「バリアフリー新法」と「人にやさしいまちづくり条例」の理念の普及・啓発について積極的に取り組むとともに、子どもから大人まで、広く県民意識の高揚に努めます。
- ② 歩行が困難な身体障がい者等に供する目的で公共施設等に設置された専用駐車スペースの適正な利用を働きかけるため、パーキングパーミット制度（身体障がい者等用駐車場利用証制度）の普及に努め、歩行が困難な方々に配慮した共生社会づくりを推進します。（再掲）

第6節 防災・防犯対策の推進

障がい者が地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・防犯対策の推進及び消費者被害からの保護等を図るため、災害時の障がい者支援体制の整備や防犯に対する意識啓発、悪質商法などによる被害防止に努めます。

現状と課題

平成30年7月に発生した西日本豪雨災害では、梅雨前線の停滞や線状降水帯の発生により、南予地域を中心に県下各地で、土砂災害や河川の氾濫等による甚大な被害が発生し、人的被害は死者33名（直接死27名、関連死6名）及び重傷者35名、住家被害は全壊627棟、半壊3,118棟、一部破損149棟、床上・床下浸水を加えると6,663棟にのぼり、最大で12市町、31,068戸が断水しました。

近年では、日本各地で、ゲリラ豪雨や台風、地震等による大規模災害が発生し、甚大な被害に見舞われているほか、本県では、南海トラフを発生源とする大地震（南海トラフ地震）が、今後高い確率で発生することが予想されており、高齢者や障がい者等の「要配慮者」や、これらの方のうち、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する「避難行動要支援者」の安全を確保することが重要な課題となっています。

このため、地域住民や自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報を把握・共有するとともに、自らの安全は自らで守る「自助」、地域において互いに助け合う「共助」、県及び市町等の公的機関がこれらを補完し行う「公助」を基本としながら各関係機関が連携し、様々な災害に備える必要があります。

また、障がい者が犯罪や悪質商法による消費者被害等に巻き込まれないために、障がい者の防犯及び消費者トラブルに対する意識の高揚を図るとともに、防犯対策や消費者被害の未然防止に向けた仕組みづくりが大切です。

具体的取組み

1 防災対策の推進

- ① 「愛媛県地域防災計画（風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編、原子力災害対策編）」に基づき、障がい者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下で、市町の地域防災計画の作成や防災訓練の実施等の取組みを促進し、災害に強い地域づくりを推進します。
- ② 災害発生時及び災害が発生するおそれがある場合において、市町や関係団体と連携して、障がい者に対して迅速かつ適切に必要な情報を伝達できる体制の

整備に取り組みます。

- ③ 高齢者や障がい者が災害や異変、事故等に見舞われた際の、関係機関への緊急通報システムの整備を促進するとともに、市町と連携して、障がいの特性に配慮した防災機器等や聴覚障がい者用通信装置・情報受信装置、火災警報器、自動消火器等必要な日常生活用具の普及を図ります。
- ④ 災害時に支援が必要な障がい者（避難行動要支援者）について、情報収集や避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援ができるよう、障がいの特性に応じた個別の避難支援計画の策定など、市町における体制整備を支援します。
- ⑤ 災害時に、障がい者が避難所において、必要な物資の確保を含め、障がい特性に応じた支援を受けることができるよう、市町と連携して、避難所運営マニュアル等の整備や、手話や要約筆記等による意思疎通支援者の養成・派遣、「ヘルプカード」の普及啓発に努めます。
- ⑥ 福祉避難所の機能強化・整備促進に取り組む市町に対する支援を行うとともに、関係団体で構成する県災害時福祉支援地域連携協議会において、災害時の福祉支援に関する課題や、福祉避難所等の人材確保、運営方法等について検討・協議を行い、総合的な災害時の福祉支援体制の整備・構築に努めます。
- ⑦ 災害発生時及び発生後の福祉・医療サービスの提供について、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。
- ⑧ 自力避難の困難な障がい者等が利用する福祉施設等が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、重点的に土砂災害対策に取り組みます。
- ⑨ 水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、市町と連携して、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を支援します。
- ⑩ 障害福祉サービス事業所等における防災計画や業務継続計画（BCP）の作成、避難訓練の実施、生活物資の備蓄等を促し、災害発生時に適切に対応できる体制の整備を図ります。
- ⑪ 障がいの有無にかかわらず、一人でも多くの県民が「自らの命を守る」行動をためらうことなく行えるよう、パンフレットやDVD等の作成、防災意識啓発講演会や研修会、県民総ぐるみの防災訓練等の実施により、防災意識の向上に努めます。

2 防犯対策の推進

- ① 平成25年に施行された「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、地域住民、事業所、関係機関・団体、自治体等と協働して、県民

一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪の抑止のための生活環境整備に取り組みます。

- ② 事件・事故時のファックス、メール、携帯電話等による緊急通報について、利用の促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・適切な対応を行います。
- ③ 犯罪や非行をした者等の立ち直りや再犯の防止に向け、社会復帰を困難としている問題の解消を図るため、地域において必要な支援や情報の共有を図る体制の構築等に取り組みます。
- ④ 平成28年7月に神奈川県で発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、障害者支援施設等を利用する障がい者が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取り組みを促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築に努めます。

3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- ① 障がい者の消費者トラブルや被害からの救済に関して必要な情報を提供し、県消費生活センターや市町の相談窓口を広く周知することにより、障がい者の消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。
- ② 市町への見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の設置を促進し、障がい者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等地域の多様な主体の連携・協働により、障がい者の消費者トラブル被害の未然防止及び拡大防止に努めます。
- ③ 県消費生活センター等におけるファックスやメール等での消費者相談の受付など、個々の障がい者の特性に配慮した消費生活相談に努めます。
- ④ 「愛媛県消費者基本計画」を踏まえ、障がい者及び支援者を対象に、出前講座の実施や各種消費者関連行事や研修への参加を促すとともに、見守りネットワークを活用した訪問支援を強化・拡充することで、消費者教育を推進します。